

経営状況分析

(建設業法第 27 条の 24)

(1) 登録基準

建設業法

(登録経営状況分析機関)

第二十七条の二十四

前条第二項第一号に掲げる事項の分析(以下「経営状況分析」という。)については、第二十七条の三十一及び第二十七条の三十二において準用する第二十六条の五の規定により国土交通大臣の登録を受けた者(以下「登録経営状況分析機関」という。)が行うものとする。

(登録の基準)

第二十七条の三十一

第二十七条の二十四第一項の登録は、経営状況分析を行おうとする者の申請により行う。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が、電子計算機(入出力装置を含む。)及び経営状況分析に必要なプログラム(電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。)を有し、かつ、第二十七条の二十三第一項の規定により経営事項審査を受けなければならないこととされる建設業者(以下この項において単に「建設業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、国土交通省令で定める。

- 一 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、建設業者がその親会社であること。
- 二 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。
- 三 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が建設業者の役員又は職員(過去二年間に当該建設業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

(2) 登録法人

法人の名称 : 財団法人 建設業情報管理センター

登録時期 : 平成16年 6月30日

法人の連絡先 : 東京都中央区築地2-11-24

登録の理由 : 建設業法第 27 条の 24 の規定に基づく基準に適合しているため。

(3) 登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし